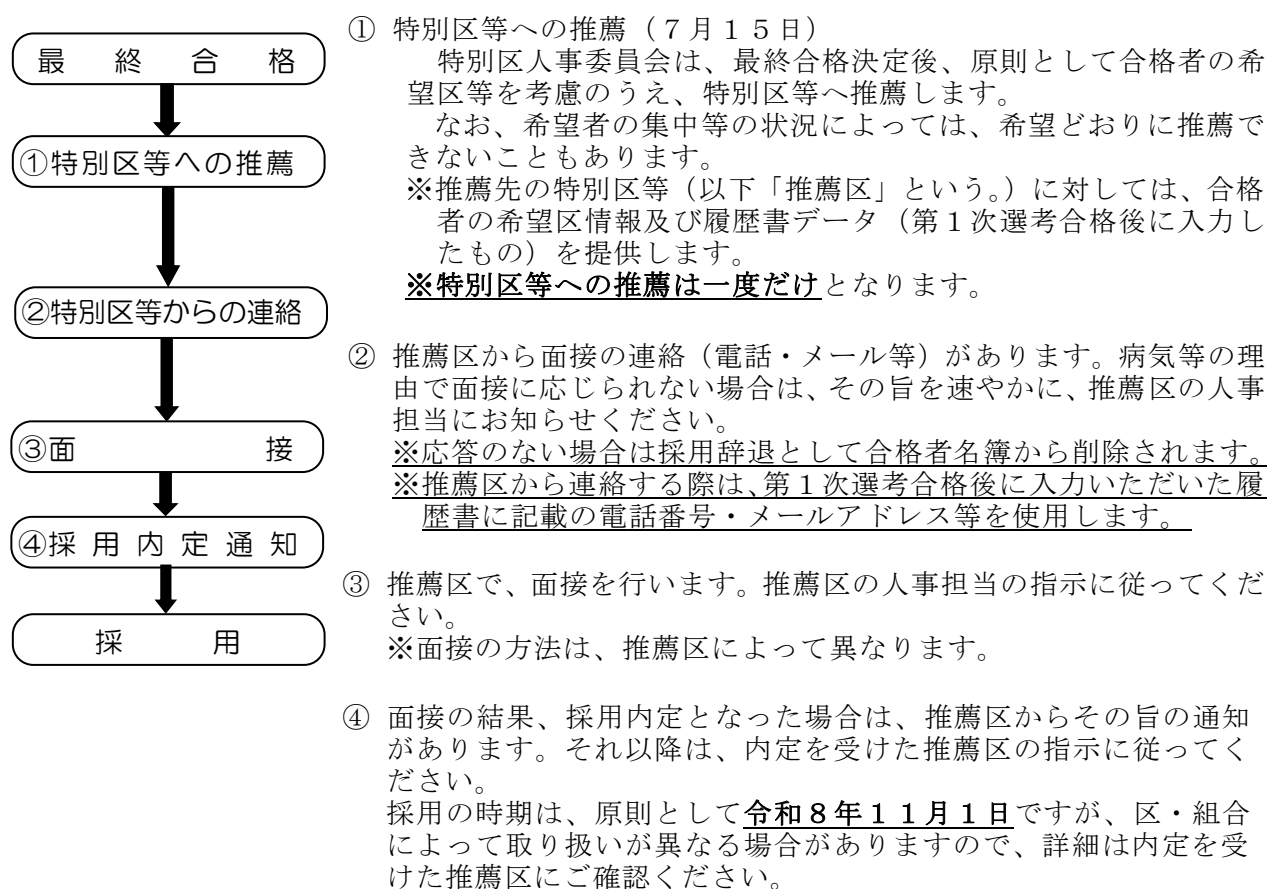


この度は、特別区職員採用選考を受験していただき、ありがとうございました。
今回の特別区職員採用選考に最終合格された方は、「合格者名簿」に登載されました。
今後の流れと注意事項等は、以下のとおりです。

※最終結果通知は、令和８年８月１９日（水）午後５時までにダウンロード・保存してください

1 今後の流れ



2 注意事項

（１）次の①～⑦に該当する場合は、合格者名簿から削除されます

- ① 「採用辞退届」を提出した場合（詳細は次頁参照）
- ② 特別区人事委員会又は特別区等からの照会に応答しない場合
- ③ 心身の故障のため当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合
- ④ 上記③のほか、当該名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合
- ⑤ 選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
- ⑥ 受験の申込み又は選考において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合
- ⑦ その他、特別区人事委員会が定める場合

※次頁もご確認ください

(2) 令和 8 年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）の対応について

- ① 令和 8 年 12 月 25 日に施行予定のこども性暴力防止法第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者は、採用後の配置について制限がかかる可能性があります。
- ② 特別区等はこども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う場合があります。

3 職歴証明について

申込み時に記入（提出）した「職務経歴書」に記載されているすべての業務従事歴について「職歴証明書」を提出していただきます。提出時期等については、推薦区の人事担当の指示に従ってください。

会社が倒産して存在しない等の理由で「職歴証明書」を取得できない場合は、推薦区の人事担当にお問い合わせください。

4 採用辞退届

特別区等に就職する意思がなくなった場合は、採用辞退届を至急提出してください（必須）。指定様式にて、記入例を参考に、必要事項を記入し、封書にて提出してください。※用紙は A 4 サイズのものを使用し、横書きで記入してください。

なお、提出先は次の 2 か所です。

提出先	1 推薦区の人事担当
	2 特別区人事委員会事務局任用課採用係
	※ 必ず両方に同じものを提出してください。

この届書を提出した場合は、合格者名簿から削除され、特別区等への推薦を受ける資格がなくなります。

問合せ先

特別区人事委員会事務局任用課採用係

〒102-0072 千代田区飯田橋 3-5-1 TEL:03-5210-9787 (平日 8:30~17:15)

※採用候補者ご本人がお問い合わせください。